式第 10　令和５年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.96006848

20　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下20及び21において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21～24　［略］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア（1）

$$\alpha \times B \times 4.068 \times \frac{A}{\text{算式ア（1）の符号}}$$

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a - b) \times 12 \times 0.25 \times \frac{1}{\text{九　こども子育て費　十八歳以下人口}}$$

式第 10　令和４年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.98041362

22　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下22及び23において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

23～26　［同上］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア（1）

$$\alpha \times B \times 3.921 \times \frac{A}{\text{算式ア（1）の符号}}$$

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a - b) \times 12 \times 0.25 \times \frac{1}{\text{九　こども子育て費　十八歳以下人口}}$$